

知立市の後援等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市（以下「市」という）が教育、芸術、文化及びスポーツ等に関する事業の適正な振興を図るため、共催、協賛、後援又は、推せん（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 共 催 市が市民文化の向上を図るため、当該事業を奨励することができ、かつ主催者の一員として、当該事業の企画及び実施に原則として参画することが適当と認められるもの。
- (2) 協 賛 市が企画及び実施に直接参画しないが、公共的団体が実施する事業で、共催に準じて取り扱うことが適当と認められるもの。
- (3) 後 援 市が市民文化の向上を図るため、当該事業を奨励することができるもの。
- (4) 推せん 市が映画、演劇等の作品について推奨することができるもの。

(後援等の基準)

第3条 前条の後援を行う事業等は、市民の教育、芸術、文化及びスポーツ等の振興に寄与し、公共の福祉に反しない事業で、次の各号のいずれにも該当すると認められるものでなければならない。

- (1) 目的及び内容が明確なもの。
 - (2) 市民の教養を高め、市民文化等の向上に資するもの。
 - (3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるもの。
 - (4) 事業への参加の機会が広く市民に開放されているもの。
 - (5) 開催地が市内であるもの。ただし、市長が適当と認める相当の事由があるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を行わないものとする。
- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。

(2) 営利又は商業宣伝の意図があるものと認められるもの。

(3) 公序良俗に反し又はその恐れがあるもの。

(4) 暴力団と関係があり又はその恐れがあるもの。

(5) その他後援等を行うことが不適當と認められるもの。

(申請)

第4条 市の後援等を受けようとする者は、当該事業開催日の14日前までに、後援等申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(後援等の承認書等の交付)

第5条 市長は、前条の申請を承認したときは後援等承認書(様式第2)を、承認しなかったときは後援等不承認書(様式第3)を申請者に交付する。

2 市長は、承認に際し条件を付けることができる。

3 市長は、当該事業の効果を高めるために必要な場合は、予算の範囲内において賞状等を交付することができる。

(実施報告)

第6条 前条の規定による承認を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(後援等の承認の取消し)

第7条 市長は、後援等を行う事業について、事業実施前に第3条第2項の規定に該当すると認められる場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条第2項の規定に該当したことが認められた場合は、今後当該団体に対する後援等を行わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

後援等申請書

年 月 日

知立市長様

申請者

団体名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

電話 _____

下記のとおり申請しますので、承認してください。

記

名義の種別	☐ 共催 ☐ 協賛 ☐ 後援 ☐ 推せん
事業（行事・作品）名	
事業目的・内容	
他の後援等申請先	
後援の実績	有（ 年 月 日付にて承認） ・ 無
開催期間	年 月 日から 年 月 日
参加予定人数	
開催場所	
入場料等の徴収の有無	有料（ 円） ・ 無料 ※有料の場合は、収支計画書等を添付してください。
責任者の連絡先 （ 申請者と同じの場合は省略可）	住所 氏名 電話（ ） －
備考	事業内容を示す開催要領及び参考印刷物等を添付してください。

（注）1 ☐の該当部分にレ印を付けてください。

2 初めて後援等申請書を出される方は、申請団体の活動内容が分かるもの（会則、規約等）を添付してください。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長

後 援 等 承 認 書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり承認します。

記

- 1 名義の種別 共催・協賛・後援・推せん
- 2 事業（行事・作品）名
- 3 承認の条件
 - (1) 名義の使用のみとすること。
 - (2) 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに連絡すること。
 - (3) 開催要領・ポスター・ちらし・その他関係印刷物を速やかに提出すること。
 - (4) 名義使用に際し、申請内容と実際とに相違があった場合、又は後援等事業として、ふさわしくない行為のあった場合は、承認を取り消し、今後一切の後援等はしません。
 - (5) 入場料等徴収が有の場合は、事業後に収支報告書を提出すること。

【連絡先： 0566－83－1111（内線 ）】

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長

後 援 等 不 承 認 書

年 月 日付けの申請については、下記の理由により不承認とします。

記

- 1 事業（行事・作品）名
- 2 承認できなかった理由

様式第4（第6条関係）

事業実施報告書

年 月 日

知 立 市 長

申請者

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

所 在 地 _____

電 話（ ） _____

年 月 日付、協 第 号で承認された下記事業等が完了しましたので報告します。

記

名 義 の 種 別	☐ 共 催 ☐ 協 賛 ☐ 後 援 ☐ 推 薦
事業（行事・作品）名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
開 催 場 所	
参 加 人 数	
事業実績及び効果	

※添付書類

（１）関係印刷物等

（２）事業の決算書（入場料、参加料、出展料等の徴収を伴う事業の場合のみ）